

事務連絡
令和6年3月19日

各介護サービス事業所 管理者
各高齢者福祉施設 施設長

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

令和6年度介護報酬改定に伴う利用者への対応及び本市への届出について

標題の件について、利用料金等の改定に伴い、運営規程及び重要事項説明書の変更及び利用者等への対応を要することが想定されることから、本市においては、下記のとおり取り扱うこととしますので、適切な対応をお願いします。

記

1 利用者への対応について

令和6年3月31日以前からの継続利用者に対しては、変更点等について、改定事項を記載した書面又は電磁的方法等にて、利用者又は家族へ説明を行い、同意を得てください。

今回の介護報酬改定に伴う変更への同意については、令和6年4月末日までには、事業所のすべての利用者に対し、遺漏なくご対応いただくようお願いします。

2 運営規程の変更に伴う本市への届出について

運営規程について、今回の介護報酬改定に伴う利用料金のみの変更である場合は、本市への届出の必要はありません。営業日の変更等、本市へ届出を要する事項に変更があった場合には、変更後10日以内に変更届を提出してください。

<ホームページ掲載先>

福岡市ホームページ > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ >
各種手続き・運営指導に関すること > 運営指導・監査 > 令和6年度介護報酬改定

【問い合わせ先】

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課
在宅指導係 TEL：092-711-4257
施設指導係 TEL：092-711-4319